

第6章

お墓と自然災害の法律問題

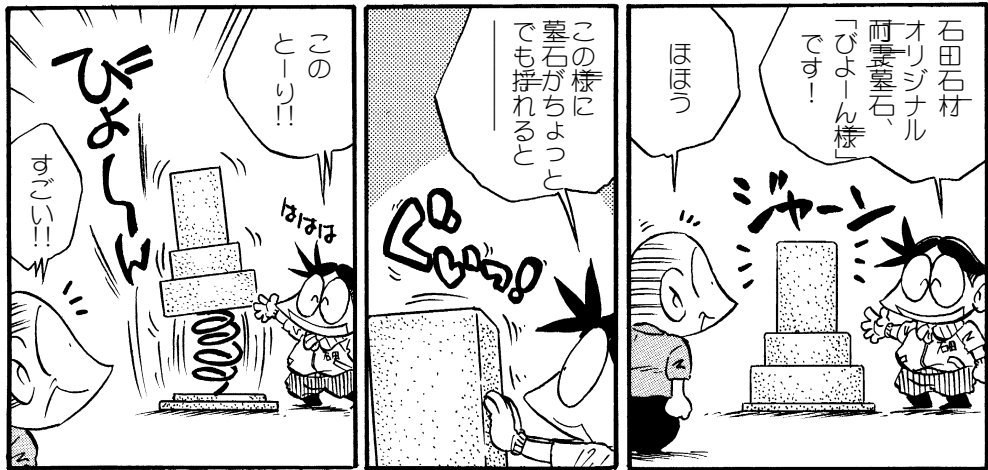
虎の門法律事務所・弁護士 小松初男

※小松初男著『役に立つ！墓石店の現場トラブル110番』
(石文社)より



小松初男（こまつ・はつお）

1954年生まれ。早稲田大学法学部卒業。弁護士（第二東京弁護士会所属）。昭和62年4月弁護士登録。主な著書に『役に立つ！墓石店の現場トラブル110番』（石文社）、共著として『お墓の法律Q&A』（有斐閣）、『ペットの法律相談』（青林書院）、『交通事故責任と損害賠償・保険・示談Q&A』（日本法令）、『労働契約法と労務管理の実務』（三協法規）がある。



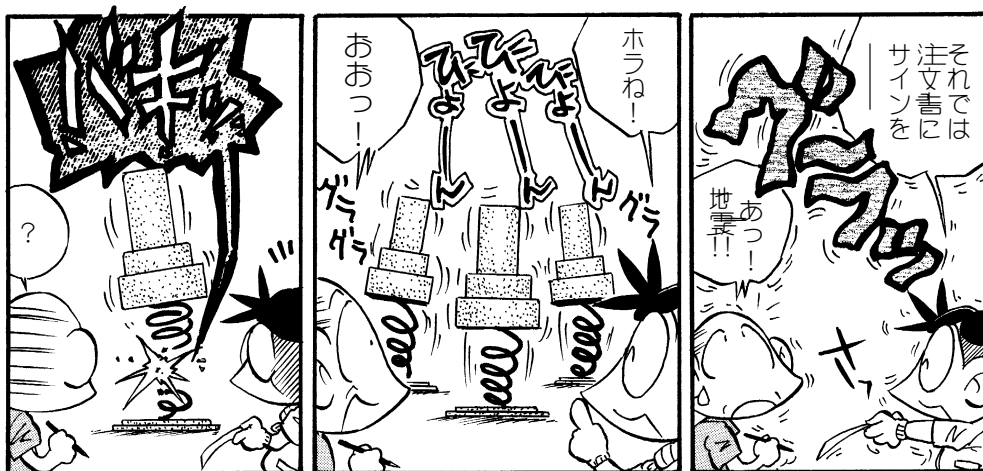
Q 「地震に強いお墓」をアピールする際の注意点は？

最近、墓石の耐震、免震施工が話題になっていますが、広告で「地震に強いお墓」をアピールするにあたり注意すべき点があれば教えてください。

◎耐震性には限度があるはず

平成16年10月の新潟県中越地震は言うに及ばず、全国各地で相当強い地震が発生した際には、しばしば墓石の倒壊が報道されます。宗教的礼拝の対象である墓石が無残に倒壊した姿は、そこに祖先を祀る人々の心を深く傷つけます。また、損傷した墓石の補修や交換には多額の費用を要することからも、耐震性の強い墓石を研究・考案することは大変有意義であると思います。

しかしながら、なにぶん自然災害が相手であることから、地震の規模や揺れ方も千差万別であり、建立された土地の地盤や周囲の地勢などにも影響され、なかなか万全の耐震性を得ることは難しいものと思われまます。したがって、耐震性のアピールに関しては相当慎重であるべきで、ある一定の程度までの地震に対して耐震性を有す

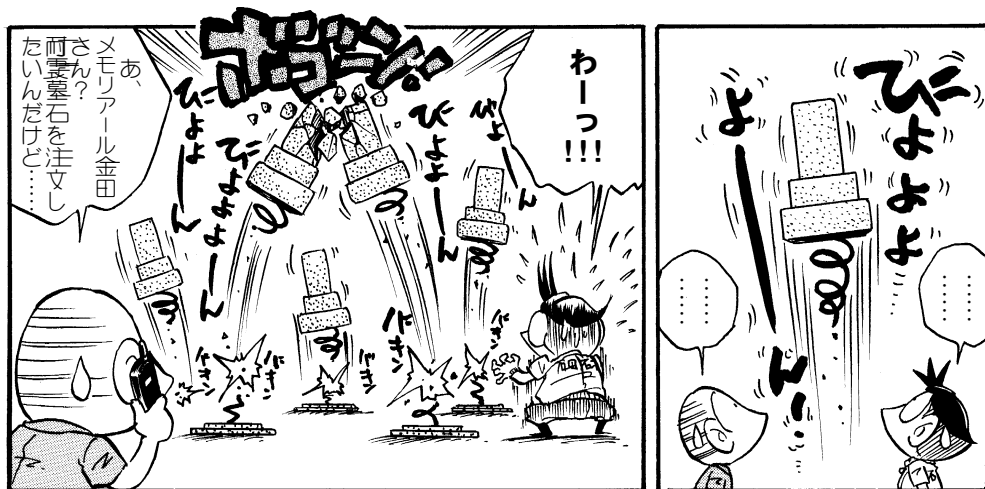


る等の限度を明示したアピールに止まらざるを得ないと思えます。

◎ 不当景品類及び不当表示防止法等の規制

仮に、耐震限度を明示せず、相当強度の震災にも耐えられるかのようなアピールを行って墓石の販売や施工の勧誘を行った場合には、不当景品類及び不当表示防止法4条1項が禁止する「商品の品質……について、一般の消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と競争関係にある他の業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示」にあたるおそれがあります。

また、消費者契約法4条1項は、事業者が消費者に契約の勧誘をするに際して、重要事項について事実と異なることを告げたり、将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供することにより、消費者がそれらに関して誤信して契約を締結した場合には、これを取り消すことができるとしています。耐震性の告知がこの場合にあたるかどうかや疑問の余地があり、また、この



取消権は、追認することができる時から6カ月または契約時から5年で時効消滅し、後々まで残る問題ではないのですが、一応は留意しておくべき法律です。

◎民法上の債務不履行責任

さらに、墓石業者が墓石を販売・施工するに当たり、一定限度までの耐震性をアピールした場合には、その限度までの規模の地震が発生しても倒壊することのない墓石を販売・施工するという債務を負担したものと言えます。したがって、もし、その限度内での地震により墓石の倒壊が生じた場合には、債務不履行として、顧客の被った損害の賠償をしなくてはなりません(民法415条)。

仮に、墓石の材質・施工には問題はなく、建立した土地の地盤等周辺事情の問題が寄与していたとしても、専門的知識を有して施工を行う業者としては周囲の状況を踏まえての耐震性を保証したと解される余地が多分にあります。契約に際して、当該地盤など周辺事情に問題があるため、耐震表示限度内の地震でも倒壊する場合がありますなどと明確に説明して顧客から了承を得ていない限り、免責を主張することは難しいものと思われます。



Q

地震被害の墓地を復旧したいが、古い墓地の墓域等が不明。対処法は？

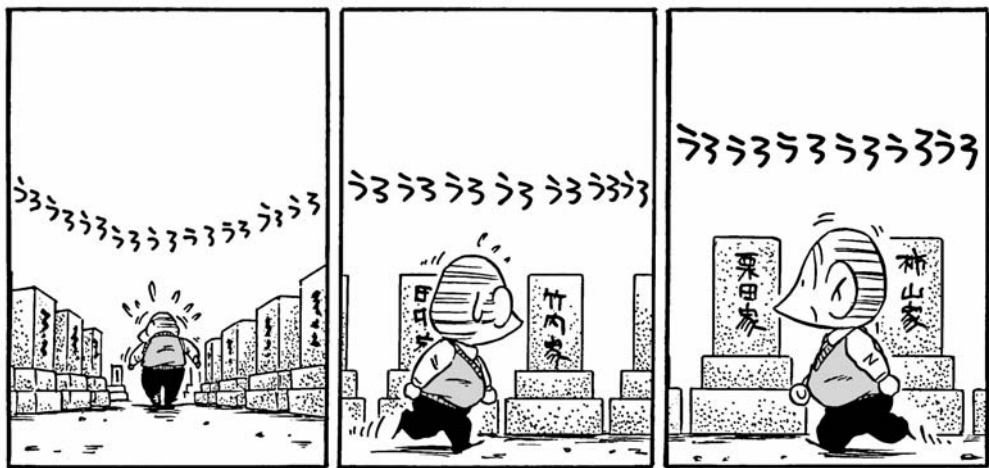
地震で、寺院墓地に地すべりやがけ崩れなどの被害が出ました。復旧作業に入ったのですが、古い墓地についてはもともと区画が明確ではなく、図面等の資料もないため誰がどこまでの墓域なのか分かりません。どう処理すれば良いでしょうか。

◎墓地使用権の発生根拠

寺院墓地の場合、墓地の利用者は墓地の所有者である寺院が檀家である墓地の利用者に対して、一定の区画につきこれを墓所として使用することを許諾されたことにより、墓地使用権を有するものと言えます。

寺院墓地の墓地使用規則には、表現の違いは様々ですが、「当寺院の墓地は、当寺院の檀家（信徒）であり、かつ、当寺院が定める墓地使用規則を了承した者に限り、墓地の設置使用を認める。」

「墓地使用権は、民法897条に規定する祭祀を主宰すべき者のみ承継する。ただし、やむを得ぬ事情がある場合で当寺院の許可を得た親族は、墓地使用権を承継する



ことができる。」

「祭祀の承継者が 年間不明の場合には、当寺院は使用許可を取り消すことができる。」

等の趣旨を有する規則が定められています。

これらの規定は、まさに墓地使用権が寺院の許諾を主たる内容とする寺院との墓地使用契約に由来するものであることを端的に示しています。そして、これは特に使用規則が制定される以前からの墓地使用者の権利に関しても言えることだと思えます。

◎寺院によるあらたな区画指定

墓地使用権が、寺院の許諾に由来する権利であるとすれば、天災地変によって個々の使用者の墓地の区域が不明となってしまった場合には、寺院が、あらためて各墓地使用者に対して区画を定めて墓地としての使用を許諾することになります。したがって、原則的には墓地所有者である寺院が主体となって、区画の指定を行えばよいといえます。

しかしながら、従来からの墓地使用権者は従来の墓地使用の規模や状況に応じた永代使用料などの対価を納めているはずで、そのような地位は法律上尊重されるべきです。寺院側が、あまりにも従前の墓地使用状況や規模と異なる

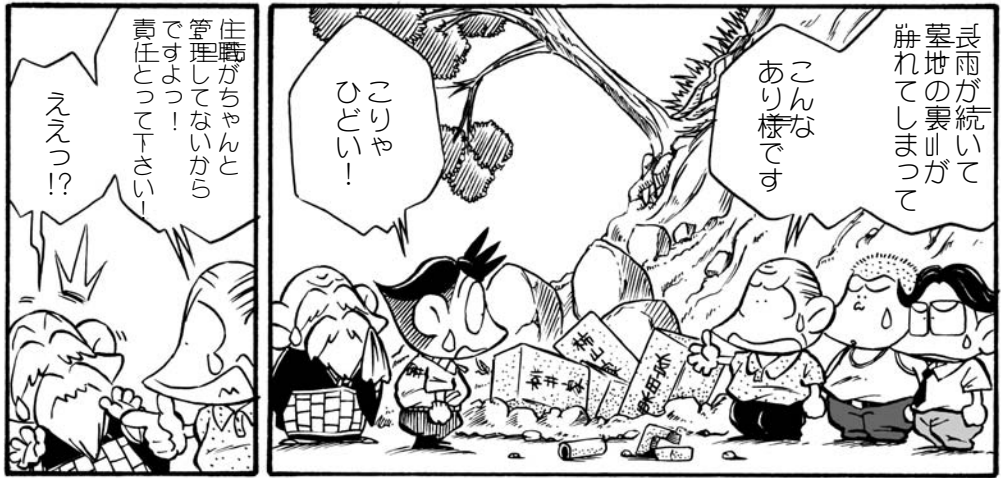


よつな区画指定を行った場合には、墓地使用者の従前の権利を不当に侵害するものであり、寺院は権利を濫用していると解される余地があります。このような問題を生じないように、墓地区画の改めでの指定に関しては、従前の使用者からも事情を聴取し、従前と同程度の区画とするなどの配慮が必要でしょう。

◎改葬許可の必要性

なお、このような新たな区画指定により、従来の墓所（墳墓）の移転を伴う場合には、改葬手続が必要となります。すなわち、「改葬」とは埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。」とされており（墓理法2条3号）、過去に埋葬された死体や収蔵された焼骨を他の墳墓に移転することは、「改葬」となるのです。

このような移転は距離の長短は関係がないものとされており、市町村長の改葬許可を得る必要が生じるケースが多いものと思われる。



Q 長雨で裏山が崩れ墓地に被害が。 誰の責任？

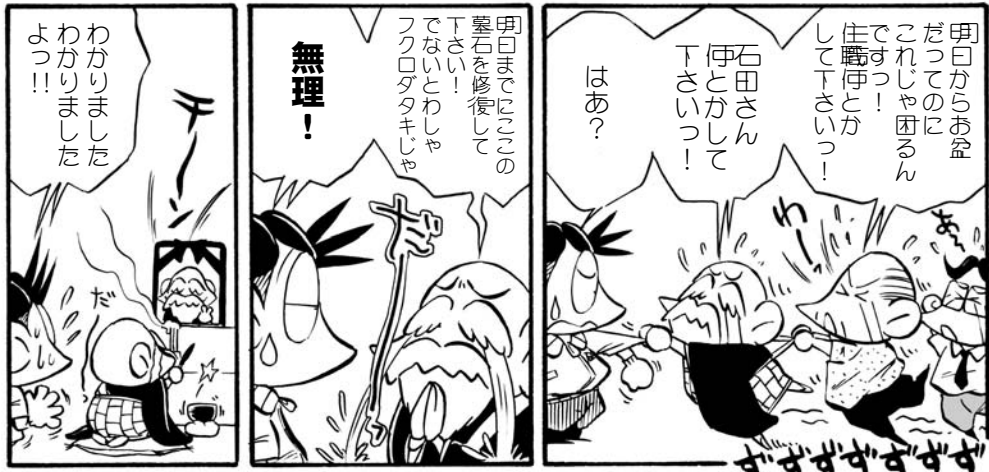
今年の梅雨の長雨で霊園の裏山が崩れてしまい、お墓が土砂で埋まったり、墓石が崩壊するなどの被害が出ています。誰の責任で復旧するのでしょうか。

◎責任を負うべき者

これまでに予測が困難なほどの記録的な長雨であったり、裏山の治山・土留め工事が十分に堅固なものであり、よもやこれが崩れるとは到底予測できない場合は、不可抗力の自然災害として誰にも責任追及できない場合もありえます。

しかし、その年の長雨が予測可能な自然現象であり、裏山で十分な治山・土留め工事が行なわれていれば山崩れを防止できたか、あるいは下の土地の被害を最小限に抑えることが可能であったと言える場合には、裏山の所有者は、過失により不法行為を行なった者として下の霊園の墓地使用者らが被った損害を賠償する責任を負います(民法709条または717条)。

なお、霊園経営者側が不十分な土留め工事の一部を



行なうなどして損害発生の原因に關与していた場合には、霊園にも同様の不法行為責任が生じる可能性があります。また、治山・土留め工事を担当した業者にも仕事上の瑕疵（欠陥）が認められる場合には、この業者も同様な不法行為責任を負うこととなります。

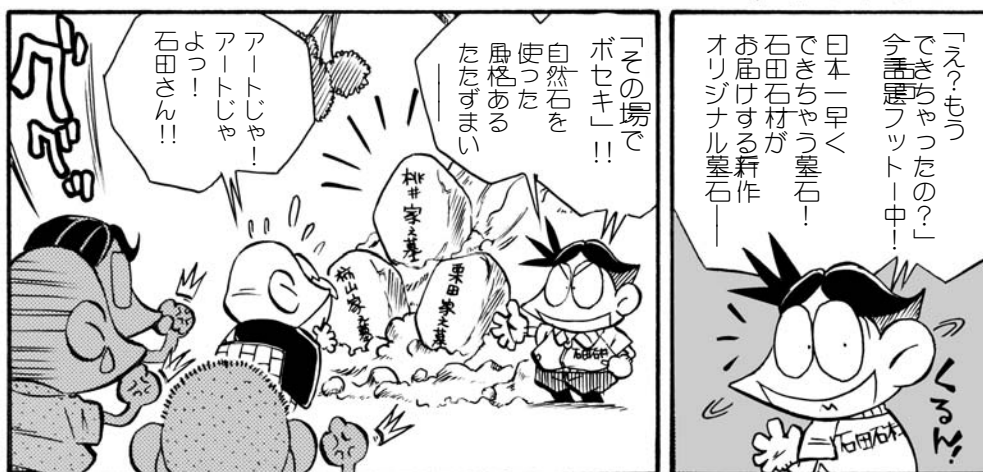
◎妨害排除請求権

また、裏山の所有者は自己の所有物である土砂で墓地の使用者の墓地使用权や墓石の所有権を侵害していることとなりますから、これらの権利に基づく妨害排除請求権の行使として、裏山の所有者に対してその費用により土砂の除去や、墓石の復旧を請求することができます。

仮に裏山の所有者がこれに応じない場合には、墓地の使用者の側で墓地の復旧工事を行い、それに要した費用を被った損害として裏山の所有者ら責任を負うべき相手方に請求するという方法も考えられます。支出した工事費用が墓地の復旧のために合理的な金額である限り、相手方はこれを支払う義務を負うこととなります。

◎妨害予防請求権

また、実際問題として山崩れは今後も起こる可能性が



あります。そのため墓地使用者としては将来の妨害予防請求権の行使として、裏山の所有者に再びこのような被害が生じないように十分な対策を講じるよう要求することもできます。相手方がこの要求に応じないか、たとえ応じてもそれが不十分な場合には、民法は占有保全の訴えという制度を規定しています(1999条)。

すなわち、墓地使用者は裏山の所有者を被告として裁判所に対し、山崩れによる将来の損害を予防するための措置を講ずること、または損害賠償責任を生じた場合の担保を提供することを求める訴えを起すことができます。